

岩手県告示第162号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を定めた。

なお、洪水浸水想定区域等を示す図面は、岩手県県土整備部河川課、盛岡広域振興局土木部、県南広域振興局土木部北上土木センター及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧に供する。

令和4年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）水系名 北上川
- （2）河川名 太田川
- 2（1）水系名 北上川
- （2）河川名 芋沢川
- 3（1）水系名 北上川
- （2）河川名 木賊川
- 4（1）水系名 北上川
- （2）河川名 木賊川放水路
- 5（1）水系名 北上川
- （2）河川名 巢子川
- 6（1）水系名 北上川
- （2）河川名 夏油川
- 7（1）水系名 綾里川
- （2）河川名 綾里川